

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 26 日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省健康局健康課

本格運用開始後の医療保険者との情報連携について

予防接種に係る業務の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力と御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

各都道府県等（情報照会機関）におかれましては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、マイナンバーを利用した情報連携業務を試行的に実施いただいているところです。

今般、この試行運用期間中、医療保険者（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する全国健康保険協会及び健康保険組合、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に規定する国民健康保険組合、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療広域連合のこと。以下同じ。）に対して、情報提供ネットワークシステムを使用した番号利用法第 19 条第 7 号に基づく情報照会（以下「情報照会」という。）を行う事務について、医療保険者側に起因する課題が把握されたことから、厚生労働省保険局から各省制度所管課あてに「「本格運用開始後における医療保険者との情報連携について（依頼）」（平成 29 年 10 月 25 日付け事務連絡）」（以下「保険局事務連絡」という。）が示されたところです。

これを受け、厚生労働省健康局健康課として、下記のとおり、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 16 条に基づく医療費の給付に係る他の法令による給付との調整事務（以下「予防接種関係事務」という。）において情報照会を行う必要が生じた際における事務運用等を示しますので、参考としていただくようお願いします。

なお、上述した保険局事務連絡の写しを参考まで添付します。

記

1 本事務連絡の対象となる事務手続

管理番号	事務手続名
10-2~4	他の法令による給付との調整

2 試行運用期間中に把握された医療保険者側に起因する課題

被用者保険者（健康保険組合（以下「健保組合」という。）、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）をいう。以下同じ。）において、情報提供の対象となる加入者に係るマイナンバー及び副本情報（以下「副本情報等」という。）の医療保険者等向け中間サーバーへの登録作業が遅延している状況にある。

そのため、被用者保険者に対する情報照会を行った際に、機関別符号未発行エラーや情報提供エラーが発生し、必要な情報が提供されない場合がある。

3 今後の事務運用方針

予防接種関係事務においては、他の法令による給付を確認するために、被用者保険者への情報照会により被保険者の資格情報を確認することができることとなる。

しかしながら、現状においては、本事務連絡2のとおり、被用者保険者側での副本情報等の登録遅延により、情報照会では被保険者の資格情報の確認に必要な情報を取得することができない場合がある（この場合の保険者を「予防接種事務情報連携困難保険者」という。）ため、以下（1）及び（2）の方針に沿って事務を運用いただきたい。

（1）情報連携困難保険者としての取扱い

副本情報等の登録作業の遅延が著しく、かつ、市町村等からの問合せに対して十分に対応することができない健保組合及び国保組合を「添付書類省略困難保険者」とする。なお、この「添付書類省略困難保険者」には、予防接種事務情報連携困難保険者が含まれるものである。

また、協会けんぽにおいても、被扶養者についての副本登録が大幅に遅れていることから、被扶養者に限って情報連携困難保険者と同様の取扱いとする。

情報連携困難保険者リストの公開

情報連携困難保険者については、厚生労働省保険局において、保険者名称を記載した「情報連携困難保険者リスト」を作成して管理すると共に、厚生労働省のホームページに掲載する

※リンク先（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/mynumber/

※ 情報連携困難保険者リストは、定期的に副本情報の作業状況を確認し、該

当の保険者に変更があった場合には更新する。

(2) 被用者保険者への確認方法について

情報連携困難保険者以外の医療保険者においても、都道府県が情報照会を行った際に、機関別符号未発行エラーや情報提供エラーが発生する可能性があることから、全ての医療保険者（添付書類省略困難保険者を含む。）において、各都道府県を含む情報照会機関からの問合せに対応する窓口を設置し、その連絡先を公開する（※）。

また、個人情報保護の観点から、医療保険者への照会方法を別紙のとおりまとめたので、その方法によりお問合せいただくとともに、照会に当たってはマイナンバーを用いないことに留意されたい。

なお、都道府県からの問合せに対して、医療保険者が適切に対応しない場合（回答の拒否や遅延等）及び本事務連絡の内容に関する問合せについては、当該保険者の所管課担当係（本事務連絡の〈医療保険者に関する照会先〉を参照）まで連絡すること。

※ 医療保険者の連絡先は、市町村向けデジタルPMO

(<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1982>)

に「医療保険者照会窓口一覧」として掲載する。

当該一覧は、連絡先に変更があった場合に更新することとしている。

〈医療保険者に関する照会先〉

厚生労働省保険局 保険課

電話 03-5253-1111

協会けんぽ担当 (内線 3152)

健康保険組合担当 (内線 3245)

国民健康保険課 国民健康保険組合係

電話 03-5253-1111 (内線 3260)

高齢者医療課 監理係

(後期高齢者医療広域連合担当)

電話 03-5253-1111 (内線 3137)

〈予防接種関係事務に関する照会先〉

厚生労働省健康局健康課予防接種室

電話 03-5253-1111 (内線 2078)

(以上)

市町村等から電話照会等を行う場合の対応について

(別紙)

- (重要)** ・市町村等は照会先となる医療保険者を特定するために、
予め、申請者に対して、各申請書類の備考欄や余白等に医療保険者名の記載を求めてください。(※1)
・照会・回答に当たってはマイナンバーを用いないことに留意してください。

★市町村等からの情報照会に対して、医療保険者が情報提供できなかった（エラー等が発生した）場合の流れ

市町村等

(STEP 1)

- ① エラー等の発生を確認
- ② 照会先の医療保険者に連絡（※2※3）。
※2 連絡は、電話又は文書による照会とする。
※3 厚労省が用意した連絡先一覧を参照

<照会時に必要な情報>

- i 必須項目・・・照会対象者の氏名（フリガナ）、生年月日、性別（3情報）
任意項目・・・住所、加入している健康保険の記号・番号 等
- ii 照会したい情報（※4）（例：対象者の資格情報等）
- iii 手続名（例：要介護認定に係る資格確認等）

※4 照会できる情報はデータ標準レイアウトに示されている項目に限る。

(STEP 3)

- ⑥ 医療保険者からの回答に基づいて、事務処理を実施

医療保険者（市町村国保を除く）

(STEP 2・別添のフローチャートを参照)

- ③ 市町村等照会者の確認
照会者の連絡先等を聞き取る。
（市町村等名、所属、担当者氏名、回答方法、等）
- ④ 加入者情報の確認
市町村等から提供された情報に基づき、照会対象者の情報を確認
<留意事項>
確認作業に時間を要することが、事前に想定される場合は、その旨を照会元の市町村等に伝達する。
- ⑤ 市町村等への回答（※5）
3情報が一致した場合のみ回答する。
（該当者なしの場合は、その旨を回答）
なお、二人以上該当した場合は、追加情報（喪失や取得時期等）を求め、対象者を特定。
 - i 電話による回答（折り返し）
・なりすまし防止の観点から、③で聞き取りした市町村等名からホームページで代表電話番号を確認し、代表電話を使って回答する。
 - ii メールによる回答
・Wordファイル等に結果を入力し、パスワードをかけて送付する。
 - iii 文書による回答（※6）
・各保険者の個人情報管理規定等に沿った方法で送付する。
※6 複数の情報（給付額や期間等）をまとめて回答する場合を想定。

(原則、即日回答)

※1 医療保険者を特定せずに情報照会を行った結果発生したエラーについては、医療保険者では対応不可であることに留意すること。

※5 医療保険者は回答終了後、マイナンバー収録済の加入者に係る照会であった場合には回答した情報について速やかに副本の登録・更新を行うこと。

医療保険者における対応（STEP 2③～⑤のフローチャート）

